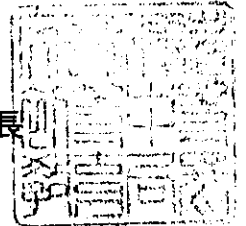


17文科初第262号
雇児発第0513003号
平成17年5月13日

都道府県知事
都道府県教育委員会
指定都市市長
各指定都市教育委員会 殿
中核市市長
中核市教育委員会
附属学校を置く国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の
合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて

平成10年3月10日付け文初幼第476号・児発第130号「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（以下「共用化指針」という。）により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについては、構造改革特別区域法（平成14年法律189号）第3条に基づく構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）別表1の「807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」（文部科学省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年文部科学省令第18号。以下「特区省令」という。）第4条により措置）、「914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」（平成15年8月26日付け雇児発第0826002号「構造改革特

別区域における「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」について」により措置)、「823及び921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」(平成16年3月29日付け15文科初第1313号・雇児発第0329003号「構造改革特別区域における「幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」について」により措置)、「831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業」(特区省令第5条により措置)により特例措置が講じられてきたところですが、これらの措置については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成17年4月22日閣議決定)により全国展開することとされたところです。

今般、この決定を踏まえ、これまで構造改革特別区域において行われてきた特例のうち、基本方針別表1の「807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」及び「831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業」を全国展開することをその内容とする幼稚園設置基準の一部を改正する省令(平成17年文部科学省令第35号)を別添のとおり、本日付けで公布・施行するとともに、「914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」及び「823及び921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」を全国展開することをその内容とする「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に関する指針」を別紙1のとおり、策定しました。また、上記指針の策定に伴い、別紙2のとおり、共用化指針の一部を改正しました。

貴職におかれては域内の市区町村教育委員会及び児童福祉担当部局その他関係者に周知徹底の上、適切に指導し、幼児教育・保育の充実に一層の御配慮をいただけるようお願いいたします。

なお、平成15年8月26日付け雇児発第0826002号「構造改革特別区域における「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」について」及び平成16年3月29日付け15文科初第1313号・雇児発第0329003号「構造改革特別区域における「幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」について」は本通知をもって廃止します。

(別紙 1)

共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の 合同活動並びに保育室の共用化に関する指針

1 内容

経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により適正規模の集団保育が困難であり、幼児の心身の健全な育成のために特に必要があるときは、平成10年3月10日付け文初幼第476号・児発第130号「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」により共用化された施設において、一定の条件を満たす場合、幼稚園児と保育所児を合同で教育・保育することができることとともに、幼稚園と保育所の保育室を共用することができることとする。

2 留意事項

- (1) 1の取扱いを実施するに当たっては、次の①から⑤までを満たすことが必要であること。
 - ① 幼稚園児と保育所児と一緒に活動する保育室は、幼児（幼稚園児及び保育所児）の数の合計により児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条の面積基準及び職員配置基準を満たしていること。
 - ② 幼稚園設置基準第5条第5項の規定により行われる幼稚園児と保育所児による合同活動であること。
 - ③ 幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許及び保育士資格を併有し、合同活動を行う幼稚園児及び保育所児がそれぞれ在籍する幼稚園の幼稚園教諭及び保育所の保育士を兼務していること。
 - ④ 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること。
 - ⑤ 共用化された保育室は、当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること。なお、合同活動を行う各保育室の幼児数が増減しても、共用する保育室全体における合同活動を行う保育所児及び幼稚園児の定員数の合計数の範囲内である限りは、改めて按分する必要はなく、財産処分の手続きは必要ないこと。
- (2) 1の取扱いを実施するに当たっては、幼児教育担当部局と児童福祉担当部局との間で情報交換等を密に行い、十分な連携・調整を図ることにより、1の取扱いが円滑に実施できるよう努めること。

(別紙2)

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）の一部改正について（新旧対照表）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙 幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針 2 内容 (1) (略) (2) (略) (3)～(6) (略) (7) <u>共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに幼稚園及び保育所の保育室の共用化については、平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇発第0513003号「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」別紙1の共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に関する指針（以下「合同活動指針」という。）にしたがって実施するものとする。</u> <u>なお、この場合において、合同活動指針2(1)⑤により合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理することとされた共用化された保育室のうち、当該按分された面積については、上記(2)の専有面積とみなすことができるものとする。</u></p>	<p>別紙 幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針 2 内容 (1) 幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。 (2) 共用化された施設について必要とされる基準面積は、原則として、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準により幼児数を基に算定するものとする。 ただし、この方法によることが適切でないと認められる場合には実情に即した方法により算定するものとする。 共用部分については、原則として幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して管理する。 (3)～(6) (略)</p>

(参考)

改正後

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について

平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号
平成17年5月13日文科初第262号・雇児発第0513003号一部改正

幼稚園と保育所の今後の在り方については、近年における少子化の進行、共働き家庭の一般化などに伴う保育ニーズの多様化等を背景として、地方分権推進委員会第一次勧告(平成8年12月)において、地域の実情に応じた幼稚園・保育所の施設の共用化等、弾力的な運用を確立することが求められました。

このような状況を踏まえ、文部省と厚生省は共同して、国民の多様なニーズに対応できるよう、望ましい運営や施設の在り方を幅広い観点から検討するため、平成9年4月に「幼稚園と保育所の在り方に関する検討会」を発足させました。

この検討会においては、当面、幼稚園と保育所を合築し、併設し、又は同一敷地内に設置するに当たっての施設の共用化等に関する取扱いを中心に検討を行い、この度、別紙のとおりこの指針を取りまとめましたので、責職におかれては管下の市町村その他関係者に周知徹底の上、適切に指導し、幼児教育・保育の充実に一層の御配慮をお願いします。

(別紙)

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針

1 目的

多様なニーズに的確に対応できるよう、幼稚園と保育所の施設・運営の共用化、職員の兼務などについて地域の実情に応じて弾力的な運用を図り、幼児教育環境の質的な向上を推進し、共用化された施設について保育の内容等運営が工夫され、有効利用が図られることを目的とする。

2 内容

- (1) 幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
- (2) 共用化された施設について必要とされる基準面積は、原則として、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準により幼児数を基に算定するものとする。

ただし、この方法によることが適切でないと思われる場合には実情

に即した方法により算定するものとする。

共用部分については、原則として幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して管理する。

- (3) 幼稚園と保育所が共用化されている施設における職員の数については、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準により算定するものとする。
- (4) 幼稚園及び保育所に備えられている園具・教具・用具について、幼稚園及び保育所は相互に使用することができる。
- (5) 幼稚園と保育所が共用化されている施設においては、教育・保育内容に関し、合同で研修を実施するように努める。
- (6) 施設設備の維持保全、清掃時の共通する施設管理業務について一元的な処理に努める。
- (7) 共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに幼稚園及び保育所の保育室の共用化については、平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」別紙1の共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に関する指針（以下「合同活動指針」という。）にしたがって実施するものとする。

なお、この場合において、合同活動指針2(1)⑤により合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理することとされた共用化された保育室のうち、当該按分された面積については、上記(2)の専有面積とみなすことができるものとする。

○文部科学省令第三十五号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三
三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改
正する省令を次のように定める。
平成十七年五月十三日

文部科学大臣 中山 成彬

幼稚園設置基準の一部を改正する省令
幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十
二号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、経済的社会的条
件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他
の幼児と共に活動する機会が減少したことその
他の事情により学校教育法第七十八条第二号に
掲げる目標を達成することが困難であると認め
られることから幼児の心身の発達を助長するた
めに特に必要があると認められる場合は、幼稚
園の各学級に置く専任の教諭(第二項の規定に
より専任の教頭が兼ね、又は専任の助教諭若し

くは講師をもつて代える場合の当該専任の教
頭、助教諭又は講師を含む。)は、当該学級の幼
児と、当該幼児と学年の初めの日の前日におい
て原則として同じ年齢にある当該幼稚園に在籍
しない者を共に保育することができる。

6 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚
園に在籍しない者を共に保育する場合において
は、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一
学級の幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であ
つて当該学級の幼児と共に保育されるものの数
を含む。)」と、第十条中「幼児数」とあるのは
「幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であつて
各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)
と読み替えて、これらの規定を適用する。」
附則第二項を削り、附則第三項中「第二」を「別
表第二」に改め、同項を附則第二項とし、同項の
次に次の一項を加える。

3 第五条第五項の規定により幼稚園の幼児と保
育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十六
四号)第三十九条に規定する保育所をいう。以
下同じ。)に入所している児童を共に保育し、か
つ、当該保育所と保育室を共用する場合におい
ては、別表第一及び別表第二中「面積」とある
のは、「面積(保育所の施設及び設備のうち幼稚
園と共用する部分の面積を含む。)」と読み替え
て、これらの表の規定を適用する。
附則第四項中「児童福祉法(昭和二十二年法律
第六十四号)第三十九条に規定する保育所をい
う。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第
三項に規定する省令の特例に関する措置及びそ
の適用を受ける特定事業を定める省令の一部改
正)

2 文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第
三項に規定する省令の特例に関する措置及びそ
の適用を受ける特定事業を定める省令(平成十
五年文部科学省令第十八号)を次のように改正
する。

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

別表第四号中「幼稚園」と当該幼稚園に在籍
しない幼児の合同活動事業」を「削除」に、同
表第五号中「保育所と合同活動を行う場合の幼
稚園の面積基準の特例事業」を「削除」に改め
る。

改 正 案	現 行
<p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項の規定にかかわらず、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により学校教育法第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合は、幼稚園の各学級に置く専任の教諭(第二項の規定により専任の教頭が兼ね、又は専任の助教諭若しくは講師をもつて代える場合の当該専任の教頭、助教諭又は講師を含む。)は、当該学級の幼児と、当該幼児と学年の初めの日の前日において原則として同じ年齢にある当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。</p> <p>6 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは、「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第十条中「幼児数」とあるのは、「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。</p>	<p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

附則

(削除)

- 2| 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。
- 3| 第五条第五項の規定により幼稚園の幼児と保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。以下同じ。）に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所と保育室を共用する場においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。
- 4 幼稚園は、幼稚園及び保育所に係る施設の総合化の推進に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、幼児の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、当該研究を行う期間に限り、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令の規定によらないことができる。

附則

- 2| 第五条第一項の規定により置かなければならない教諭のうち、専任の助教諭又は講師をもつて代えることができる範囲については、同条第二項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。
- 3| 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。
(新設)
- 4 幼稚園は、幼稚園及び保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。）に係る施設の総合化の推進に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、幼児の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、当該研究を行う期間に限り、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令の規定によらないことができる。

改正案	現行
<p>第三条から第五条まで 削除</p>	<p>第三条 削除</p> <p>(幼稚園設置基準の特例)</p> <p>第四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該構造改革特別区域内の幼稚園においては学校教育法第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)第五条第一項の規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の幼稚園の各学級に置れる専任の教諭は、各学級の幼児と、当該学級の幼児と学年の初めの日の前日において原則として同じ年齢にある当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。</p> <p>2 幼稚園設置基準第三条及び第十条の規定は、前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合について準用する。この場合において、同基準第三条中「一学級の幼児数」とあるのは、「一学級の幼児数と当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育される者の数との合計数」と、同基準第十条中「幼児」と</p>

あるのは「幼児数と当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育される者の数との合計数」と読み替えるものとする。

第五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該構造改革特別区域内の幼稚園においては学校教育法第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内の幼稚園において、前条の規定により当該幼稚園の幼児と当該構造改革特別区域内の保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。以下同じ。）に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所と保育室を共用する場合には、幼稚園設置基準 別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

別表（第十一条関係）

五	削除	番号	事業の名称	関係条項
		四	削除	第四条
				第五条

別表（第十一条関係）

五	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業	番号	事業の名称	関係条項
		四	幼稚園児と当該幼稚園に在籍しない幼児の合同活動事業	第四条
				第五条